



桐生倶楽部会報

〒376-0035 桐生市仲町 2 丁目 9 番 36 号 一般社団法人 桐生倶楽部
TEL0277-45-2755 FAX0277-45-2980 E-mail jimu@kiryuclub.jp

6 月月次会
文化財研究委員会の共催事業
6 月 23 日

坪井理事長より

本講演会は群馬県にある豊かな文化財を紹介頂き、その重要性や魅力を視聴者の皆さんと共に理解したい。文化財の背後にあるストーリーや意義を深く理解し、私達自身が文化財に対する関心を高めることを目指したく今回企画した。

これを機会に文化財への理解を深め、群馬県内にある文化遺産を守り継いでいく一助にしたい。

今回は桐生倶楽部 6 月月次会と文化財研究委員会（第 1 回講演会）の共催事業として文化財講演会を執り行なった。講演テーマは「群馬県の国指定文化財について（副題；群馬県内にある日本の宝）」と題し、群馬県文化財保護課係長笹澤泰史（ささざわやすふみ）氏を講師にお迎えした。講演内容は文化財の体系を一覧表・図にし、一つひとつ丁寧な説明を受けた。現在桐生倶楽部は桐生市の重要文化財指定を受けており、今後当面群馬県指定を標榜する桐生倶楽部員に取っての知識深耕の機会となった。また時を同じくして国の文化審議会から「桐生天満宮を国指定にするよう永岡文科大臣に答申する」とのニュースが入り、この話題も講演会に華を添える結果となった。

下記「文化財の体系図」表を準備、これを基に説明、その後会場から 5 件は

ど質問（補説含む）を受け、それに対し講師答弁が行われた。今回は市民一般にも参加を呼掛けた。質問の中で一般市民の方より「今後桐生倶楽部が県・国指定を受けることを目指す場合、如何なるプロセスを踏むのか・その場合の審議は・・・」との核心に触れる質問もあった。その質問に対し（笹澤講師から）

①第 3 者審議会がありそこで提出案件は審議される。②実地調査を行ない文化財に資するか否か検討することとなる旨の答弁がなされた。

現在群馬県文化財保護課には 8 人の係員がおり、上記①～⑧を取扱っている。国指定文化財になるには市指定→県指定の step を踏む場合も有れば、一機に国指定文化財として審議に入る場合も。

（彦部篤夫 記）

★説明資料「文化財の体系図」

- ①有形文化財 ②部系文化財 ③民俗文化財
- ④記念物 ⑤文化的景観
- ⑥伝統的建造物群 ⑦文化財の保存技術
- ⑧埋蔵文化財

